



発行日 2023.9.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所
代表 瀬良孝司

「暑いですね」が、あいさつとなっています。近年、最高気温も各地で更新しているようです。とりわけ北海道や東北、北陸などで高い日が続いています。また、豪雨も各地で被害をもたらせています。ひと昔前と比べて、大きく気候変動してきましたね。

さて、9月号をお送りさせていただきます。何かと問題となっているマイナンバーカードと健康保険証についてのとりまとめについて特集しました。ご覧ください。



シラタマホシクサ【大高緑地公園】2023.8.29 撮影

【INDEX】

- 雇用に関する最新情報
 - 2023年最低賃金の決定について 1
- 日本相続学会からのお知らせ
 - 第11回研究大会のご案内 2
- 雇用に関する最新情報
 - 障害者雇用給付金制度の改正について 2
- 特集
 - マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する取りまとめについて 3
- 日経新聞拾い読み
 - 出生数最少37万人 1~6月 4
- PRIVATE
 - 潤沢 4

■ 雇用に関する最新情報

2023年最低賃金の決定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。都道府県別の最低賃金は右記のとおりです。

【ポイント】

- 47都道府県で、39円～47円の引上げ（引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県）
- 改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）※
※昨年度との差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている
- 全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- 最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は、80.2%（昨年度は79.6%。なお、この比率は9年連続の改善）

【都道府県別最低賃金（抜粋）】

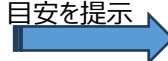
都・県名	2023年	2022年	増加額
愛知県	1,027円	986円	41円
岐阜県	950円	910円	40円
三重県	973円	933円	40円
東京都	1,113円	1,072円	41円

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【改正手続の流れ】

中央最低賃金審議会
【目安審議】
諮問⇒調査審議⇒答申
目安を提示

地方最低賃金審議会
【地域別最低賃金審議】
諮問⇒調査審議⇒答申
⇒異議申出にかかる調査審議⇒決定⇒決定の公示⇒発効



■日本相続学会からのお知らせ 第11回研究大会のご案内

一般社団法人日本相続学会第11回研究大会のご案内です。今年のテーマは「長寿社会と相続」です。我が国は今世紀半ばに人口の約10人に4人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。相続実務者として老いと長寿社会を学び、目前に迫った社会課題に立ち向かいます。

- 【テーマ】長寿社会と相続
【日程】2023.10.27(金)～10.28(土)
【会場】日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)
会場定員70名 会場以外はオンライン配信
【参加費】会員 6000円(早期割引4000円)
一般 8000円(早期割引6000円)
※早期割引は9/30まで
- 【スケジュール】
10/27
12:45 開会式
13:00 基調講演 寺島実郎氏 「100年をどう生きるか」
～我が国におけるジェントロジーについて～
14:30 シンポジウム「長寿社会と相続」
10/28
10:00 学会賞授賞式
10:15 研究発表 「相続実務者を対象とした相続に関する意識・実態調査報告」
13:00 事例研究発表 3会場6名

ご希望の方は、右のQRコードからお願いします。



一般社団法人日本相続学会 第11回研究大会
長寿社会と相続
2023年 10月27日(金)・28日(土) 日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)
10月27日(金) 10月28日(土)

12:35 開会式	10:00 学会賞授賞式
12:45 開会式	10:15 研究発表
13:00 基調講演 「100年をどう生きるか」～高齢者の社会参画について～	10:15 「相続実務者を対象とした相続に関する意識・実態調査報告」
14:30 シンポジウム「長寿社会と相続」	11:45 事例研究発表
14:30 シンポジウム「長寿社会と相続」	13:00 事例研究発表
15:30 事例研究発表	15:00 閉会式

■雇用に関する最新情報 障害者雇用給付金制度の改正について

7月28日、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページに、障害者雇用納付金制度改正の概要が掲載されました。

令和5年4月1日から令和8年7月1日までの内容として、次のように掲載されています。

■令和5年4月1日施行関係

(令和5年4月1日以降の雇用期間について適用されます。)

1. 調整金支給額の見直し

1人当たり月額27,000円から29,000円になります。週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1人をもって1カウントとします。

■令和6年4月1日施行関係

(令和6年4月1日以降の雇用期間について適用されます。)

1. 障害者の法定雇用率の引上げ

障害者の法定雇用率が、現行の2.3%から2.5%に引き上げられます。

2. 特定短時間労働者の実雇用率への算定

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者について、雇用率上、1人をもって0.5カウントできるようになります。

3. 特例給付金の廃止

上記2の開始に伴い、週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を対象とした特例給付金が廃止されます。

なお、令和6年3月31日までに雇入れられた週所

定労働時間が10時間以上20時間未満の重度以外の身体障害者及び知的障害者については、1年間の経過措置があります。

4. 一定数を超過して障害者を雇用する場合、超過人数分の調整金及び報奨金の支給額を調整

調整金について、支給対象人数が10人を超える場合には、当該超過人数分への支給額が1人当たり23,000円(本来の額から6,000円を調整)となります。

報奨金について、支給対象人数が35人を超える場合には、当該超過人数分への支給額が1人当たり16,000円(本来の額から5,000円を調整)となります。

■令和7年4月1日施行関係

(令和7年4月1日以降の雇用期間について適用されます。)

除外率の引き下げ

除外率が、除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

■令和8年7月1日施行関係

(令和8年7月1日以降の雇用期間について適用されます。)

障害者の法定雇用率の引上げ

障害者の法定雇用率が、2.5%から2.7%に引き上げられます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する取りまとめについて

8月8日、第3回マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会が開催され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する最終とりまとめが行われました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進と、令和6年秋の保険証の廃止が円滑に進むよう、来年秋までに、データの総点検と修正作業、医療現場での負担の取扱いなど窓口対応の円滑化、マイナンバーカードや資格確認書の取扱い環境の整備などの国民の不安を払拭するための措置を完了させていくとしています。ここでは、一体化にあたっての取組内容の一部を紹介します。

■マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みの創設等

- 紛失等により速やかにカードを取得する必要がある場合
 - ⇒市町村の窓口に来庁して申請を行う特急発行・交付。申請者に直接送付
 - 申請から1週間以内（最短5日）で交付できる新たな仕組みを創設

■健康保険証廃止後の資格確認書等の取扱い

- マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とし、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者
 - ⇒資格確認書により被保険者資格を確認することとする
- 資格確認書の交付
 - ⇒原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付する。ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする
- 資格確認書の有効期間は、5年以内で、各保険者が設定することとする
- 資格確認書の記載事項は、必須記載事項と任意記載事項に区分する
- 資格確認書の様式
 - サイズは、①カード型、②はがき型（高齢受給者証や後期高齢者医療制度の被保険者証と同様のサイズ）、③A4型の3種類とし、各保険者が選択することとし、材質は、紙やプラスチックとする
- マイナンバーカード利用登録の解除を希望する者
 - 資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続きを行うことができるよう、システム改修を行う
- 資格情報のお知らせを交付
 - 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載したお知らせを交付

■その他、健康保険証廃止後のオンライン資格確認における実務上の課題への対応

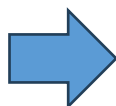
- 発行済みの健康保険証の取扱い
 - 健康保険証廃止後、発行済みの健康保険証を最大1年間有効とみなす経過措置を設けているが、有効期間が設けられていない被用者保険も同様に、最大1年間有効とみなす経過措置を設ける
- マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応
 - 保険料を支払っている被保険者等が、適切な自己負担分（3割分等）の支払いで必要な保険診療を受けられるよう、マイナポータルでの医療保険の被保険者資格情報の画面の提示や、被保険者資格申立書の記入をもって、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払いを求めるとおおよそその際の診療報酬等の請求方法等を示した。この取扱いについては、医療現場へ周知を図るとともに、今後、保険者が、転職等による保険資格変更時に、オンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせする取組みを進めていく

■乳幼児のマイナンバーカード

- 出生後速やかにカードを交付することができるよう、1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカード（有効期間は5歳の誕生日まで）を出生届の提出にあわせて申請できるように、令和6年秋までに手続きを見直し

■カードの機能向上等

- スマートフォン用電子証明書サービスについて、令和5年5月にAndroid端末への搭載を開始し、順次対応サービスの拡大を図る。
- iOS端末についても実現に向けた検討を進める。
- マイナンバーカード機能を搭載したスマートフォンによるオンライン資格確認について運用開始を目指す
- カードの円滑な更新⇒成人以降のカード更新のオンライン化検討



■日経新聞拾い読み 出生数最少37万人 1~6月 (2023.8.30)

年70万人割れ、早まる恐れ

厚生労働省が29日発表した人口動態統計によると、2023年1~6月の出生数は前年同期比3.6%減の37万1052人(外国人を含む速報値)だった。2年連続の40万人割れで、00年以降で最少だった。出生数の先行指標となる婚姻数は過去最低水準で、出生減が一段と進む可能性がある。

死亡数は2.6%増えて79万7716人で、出生数から死亡数を引いた自然増減はマイナス42万6664人だった。減少幅は前年同期から3万4393人拡大した。婚姻数は24万6332組で7.3%減った。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が4月に公表した将来推計人口では、23年の出生数は76万2000人(外国人含む)と予測する。23年上期の減少率が下期も継続すれば通年でおよそ77万人になり、ほぼ推計通りになる。10年前の106万人からは27%減ることになる。

推計では出生数は23年で底を打ち、24年以降は一定程度持ち直す。24年には77万9000人、25年には77万4000人になるという。

推計通りになるかは疑わしい。というのも、婚姻数が減少しているからだ。23年上期の婚姻数は近年では20年同期の14.7%減に次ぐマイナス幅となっ

た。18年同期のおよそ30万組から18%減った。新型コロナウイルス禍で出会いが減ったのが主な要因とみられる。

日本では婚姻関係にある夫婦の嫡出子が出生数全体の98%程度を占めるため、婚姻減は出生減に直結する。日本総合研究所の藤波匠氏は「結婚してから出産するまでの時間もかかるため、1年半~2年半後の25年ごろも出生減は止まっていないのではないか」とみる。

婚姻数が増えず、出生の反転が起きなければ社人研の一般的な推計を下回っていくことになる。減少率が23年上期の3.6%のまま推移すれば外国人を含む出生数は26年に70万人割れとなる計算だ。少子化が急激に進み、悲観シナリオの「低位推計」に近づく。

出生数、人口減の問題は、これまでも幾度となく発表されてきました。出生数が過去最少を更新しているようです。コロナの影響もあるようですので、このまま悲観的に考えることもないかもしれませんが、それにしても人口減は、進んでいるようです。

人口減は、将来の生産力やしいては国力など多くのことに影響を及ぼします。国も十分理解しており、様々な対応策を出していますが、根本的な対応が急がれますね。

□PRIVATE

涸沢

メンバー6人で穂高の展望地涸沢に登ってきました。

1日目朝一「しなの1号」で名古屋を出発し、松本経由で上高地へ入ります。上高地からは、横尾まで11km歩き横尾山荘に1泊です。途中、明神池にも立ち寄りしました。神秘的な池です。水面が鏡になって、山と空を映し出しています。

2日目、横尾山荘を5時に出発、約3時間45分で涸沢到着。涸沢には何度も来ていますが、今回のメンバーはみんな初めてです。絶景に驚嘆の声。上高地から穂

高を見て驚く人は、涸沢から穂高を見ると腰を抜かすと言います。

1泊2日の予定ですから、あまり余裕がなく、12時には横尾まで下山。そして上高地までの11kmを歩いて帰ります。

途中雨に会いましたが、なんとか全員上高地に到着。予定通りのバス・電車で帰途につきました。

2日間で約35km、6万歩歩いています。足にママが…。



水面が鏡の明神池



涸沢カール



涸沢から奥穂高方面

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)